

八月二十日 執事 〆

六、経過概況

八月十七日より同盟休業ヲ敢行シ、職二當次平吉方ヲ事務所ト定メ善後策ヲ講ジタルニ更ニ在座者ナク職工中八九名既ニ土方隊ニ出シ其ノ他ノ者ハ執事ニ日ハ執事口ノ経常ニ奉ヒ去リ
二協主側ニ在リテ從業員カ能ク任員金位下ニ居ルカハ未ダ一先ヲ營業中止ノ外ナレトノ口吻ヲ洩レ居タリ
同町有志ニ學費ノ協賛ヲ求メテ黙退スニ忍ビ且ツハ旧藩以來ノ由緒ニ因山高取院中ニ絶トルヲ愛シ奮然調停ノ努力ヲ施シテ躍起シ其ノ中ニ協賛ノ協同幹役ノ努メヲ結果今月平一百年長ニ時工協主田原從業員代表七名、會合ヲ此ニ調停案ヲ提唱スル處双方共調停者等ノ人格ヲ信賴シテ何等ノ異議ナク内情解決ヲ告グルに至リ

- 七、労働者総数 〇十二名
- 八、争議参加数 六十四名
- 九、組合加盟員数 〆

- 十、組合ノ興状況 〆
- イ 指導組合 〆
- ロ 応援組合 〆
- ハ 主ナル指導者又ハ応援者 〆

朝倉軌道株式会社

労働争議調査表

(B)

15.12.11
85

- 一、発生日 大正十五年八月三十日
- 二、解決日 大正十五年八月三十一日
- 三、原 因 從業員等ハ八月十六日待遇改善ノ歎願書ヲ提出シタルヲ当社社長多田

勇夫ハ近ク待遇改善ヲ實行スルコトヲ誓ヒ名爲メ何等ノ紛議ヲ解決スル告ケ居タル然レ會社側ハ其ノ後何等ノ公表ヲ爲サルニシテ裏切者トシ運輸中野新(外一)第 策勳ニ依リ職者三名ヲ出スルヲ會社側ニ於テ既ニ内定シ居ルコトヲ聞知シタルニ因ル

四、要求事項 一、北村支配人ノ不信任

- 一、本件ニ関シ職者ヲ告サレト
- 二、増給並退職賜金ノ要求

五、解決事項 一、職者ヲ告サレト

- 二、支配人ヲ警告スルコト
- 三、不日相方ノ増給ヲ爲スルコト